

福沢諭吉における「外交」

小川 原 正 道

- 一 はしがき
- 二 初期著作における「外交」と「外国交際」
- 三 「内安外競」への道
- 四 時事評論における「外交」
- 五 明治二十年代の「外交」論
- 六 むすびに代えて——晩年の「外交」観

一 はしがき

福沢諭吉の対外論をめぐってはこれまで、時期の変遷に応じた論理の変化が見られるのか否か、あるいは、個別の外交事案についての主張そのものに、主な研究上の焦点が当てられてきた。

前者を代表する論争としては、昭和二十七（一九五二）年に刊行された『福沢諭吉選集』第四巻に附された丸山眞男の「解題」が、福沢の「国内政治論においては、基底となっている政治原理自体には大体において連続性

があり、ただそれを具体的状況に適用する際に強調点が異って来る」としながらも、「国際政治の場合には、立論の変化は必ずしも具体的状況に対する処方箋の変化にとどまらずに、ヨリ深く地殻の論理、自体にまで及んでいる」(傍点原文)と対外論の変化を強調したことに⁽¹⁾対して、坂野潤治が昭和五十六年版『福沢論吉選集』第七巻の「解説」において、福沢の対外論を理解するには、福沢の持っていた情報や認識と同程度の総体的な状況構造を持つ必要があるとして、福沢を取り巻く政策環境や、その認識、さらにはこれを踏まえた上での言論活動の狙いに注視しながら、「福沢の『状況主義』とは、日々、月々、年々の政治状況に応じてその主張を変えるという類のものではなく、より長期的な状況構造の認識を前提としての『状況主義』であった」と主張したことは、有名である。このほか、明治政府にとって最高の外交課題であった条約改正や、これに伴う内地雑居、法典編纂、また日英同盟論や対朝鮮・中国外交、朝鮮開化派支援、各種事変・戦争、とりわけ日清戦争への対処、さらには「脱亜論」についてなど、具体的な外交事案をめぐる福沢の主張に関する研究も、盛んに行われてきた。⁽³⁾

筆者は本稿において、これら個別の外交事案に対する福沢の主張の具体的内容や、それを時系列、対象国別に分類・整理した上での整合性・一貫性について、あらためて深く考察しようと考えてはいない。それよりむしろ、そもそも、福沢において「外交」とは何であったのか、これは何を示す言葉であり、何を託され、何を期待され、何を欠いてはならないものであったのか、という、いわば「外交」概念をめぐる福沢の思索を探求したいと考えている。実はそれこそが、個別の外交事案についての時評を展開する際の、基本となると考えるためである。このため、本稿では福沢の「外交」をめぐる言説を取り上げて、その意味する所を探っていくが、「外交」概念と時評との接続についても可能な限り触れていくつもりである。

福沢は晩年に記した『福沢全集緒言』において、次のように述べている。

抑も明治年間の日本人にて憂う可きものとは何ぞや。外国の交際即是れなり。今外交の有様を見るに、商売を以て之を論ずれば、外人は富て巧なり、日本人は貧にして拙なり。裁判の権を以て論ずれば、動もすれば我邦人に曲を蒙る者多くして外人は法を通る、者なきに非ず。學術も彼に学ばざるを得ず、財本も彼に借らざるを得ず。……此困難の時勢に当り、日本国民の身分において、事あれば唯一命を抛つと云てその職分を終れりと為す可きや。余輩の所見は決して然らず。元弘正平の政權は尊氏に帰したれども、明治の日本には尊氏あるべからず。今の勁敵は隠然として西洋諸国に在て存せり。本書第三編に云う所の大胆不敵なる外国人とは蓋し此事ならん。今の時に在て我國の政權若し去ることあらば、その権は王室を去るに非ずして日本国を去るなり。室を去るものは復するの期ありと雖も、国を去るものは去て復た返るべからず。印度の覆轍豈復た踏む可けんや。事の大小輕重に眼を着す可きなり。⁽⁴⁾

晩年の福沢にとって外交とは、「外国交際」の略語にほかならず、その現状は経済的・法的・學術的側面において西洋列強の優位にあり、それは日本国民として果たすべき「職分」を問わざるを得ないものだった。そして、「職分」とは有事の際に一命をなげうてば済む問題ではなく、日本の政權、独立を列強に奪われるという事態につながる問題であった。だからこそ福沢はこれを明治の日本人にとって最も憂うるべきものとし、福沢もまたこれを憂い、考え、現状の不満や問題点を指摘せざるを得なかったのである。

では、こうした「外交」概念はいかにして形成され、構築され、展開され、変遷し、晩年に至っていったのであろうか。本稿がもって課題とするところである。こうした点を考察するに当たり、我々はすでに内山正熊教授の「福沢諭吉の外交論⁽⁵⁾」という先駆的論文を得ている。同論文は福沢の外交論について外交觀念、外交本質論、外交技術論、外交政策論、国防軍備論に分類して論じた意欲的なもので、筆者も学ぶところが大きいが、検討対象があくまでその公的言説に限られ、また、発表後すでに五十年以上を経ていることから、この間に公にされた多くの資料・研究を踏まえた新たな考察が求められていると思われる。

福沢が右の緒言を記した頃、ヨーロッパではドイツの台頭によって伝統的なビスマルク流のバランス・オブ・パワーの概念が、その効力の限界に到達しつつあり、一方アメリカでは、自らを列強の一員として、国益と力の論理を重視する大統領が誕生しつつあった。⁽⁶⁾では福沢は、同時代の国際情勢をいかにとらえながら、その「外交」概念を構築していったのか。福沢の著書、論説をはじめ、読み込んだ英書手沢本や書き残した書簡などを利用しながら、以下で考察していきたい。

二 初期著作における「外交」と「外国交際」

福沢がその著書において、はじめて「外交」という言葉を用いたのは、慶應二（一八六六）年刊の『西洋事情初編』である。同書のアメリカ合衆国の「史記」において、「千八百一年アダムス職を去り、ゼツフェルソン代て大統領と為り、其後仏蘭西と約束を定め、千五百万「ドルラル」を仏に与えて其領地ロイシヤナ州を合衆国に并せたり。○ゼツフェルソン在職の間、盛大の政を施し、貿易を勉め外交を修め、合衆国の威名、欧羅巴諸国に轟くに至れり」⁽⁷⁾（傍線原文）と、福沢は述べた。トーマス・ジェファースン在職時にアメリカが貿易や「外交」を発展させ、合衆国の名を欧州にとどろかせた、というわけである。

『西洋事情初編』における「外交」の用例はこの一箇所のみだが、福沢はこれを、「外国交際」の同義語、略語として用いていた。英国の「史記」では、「第一世エドワルトの世に於ては寺院の俗権を削ぎたれども、此事に付て争論を起すことなし。外国交際に於ては其勢甚だ盛なり。又ヲールスを征服し蘇格蘭を攻て殆んど之を服従せしめたり」⁽⁸⁾（傍線原文）と記し、ジェファースンの「外交」とエドワード一世の「外国交際」を同義語として用いていたことがわかる。⁽⁹⁾さらに福沢は、「外国交際」と題する一項を設け、これを次のように解説して

いる。長文だが、重要と思われるので引用しておこう。

西洋の諸国は其風俗言語各々異同あれども、新たに開たる支那、日本の風俗と西洋の風俗と相異なるが如くならず。其各国交際の模様を譬えて云へば、日本の諸侯の国々にて互に附合するが如し。各国の人民此彼相往来して、商売は勿論、婚姻をも取結び、其君主も互に好を結び、吉凶相賀弔し緩急相救ふの風なり。然れども元と何れも独立の国にて制度一様ならざるが故に、その争端を防ぐ為め各国互に約束を結で、懇親を固くし交易を便にするもの、之を条約と名づく。既に条約を結めば、此国より彼国へ全権のもの一人を遣て其都府へ在留せしめ交際の事務を商議せしむる者、之を「ミニストル」と称す。「ミニストル」の職掌は、条約の大義に基き両国の親睦を保全するを趣旨とせり。故に交際上に争端を起し和親の破れんとするに至るも、之を周旋して再び平和に挽回するは「ミニストル」の功なり。又外国の交易場に於て自国商人の取締を為し交易の事を周旋せしむるため官吏一人宛を置く。之を「コンシユル」と名づく。故に一国へ遣差する「ミニストル」は一名なれども、「コンシユル」の員数はその国交易場の数に準じて多寡あり。⁽¹⁰⁾

外国交際は日本国内諸国の付き合いと同様のものであり、互いに人民の往来、商売、婚姻などを交わすが、各国の制度が異なるため、争いを防いで懇親を深めるために条約を結び、これを担う使節として「ミニストル」や「コンシユル」を派遣する。これが、福沢がはじめて著書において加えた、外国交際＝外交の解説であった。

周知の通り、『西洋事情初編』は文久二（一八六二）年の渡欧からの帰国後、洋書や新聞の購読や在欧友人との文通、また横浜在留の外国人との交流を重ねる中で思索を重ね、記されたものだが、⁽¹¹⁾この使節の自体、幕府が列強との通商条約締結の際に約束した開港開市の延期交渉や幕政改革のための情報収集などのために派遣されたものであり、福沢はその随行員の一人であり、かつ、国制や軍制、税制などについての情報を収集する役目を担っていた。⁽¹²⁾ 出発に際して、すでに福沢自身にも幕府の「外国交際」の一端を担っているという自覚が芽生えてい

たにちがいない。

このとき、福沢は幕臣であり、外交文書の翻訳を仕事としていた。万延元（二八六〇）年に咸臨丸で渡米して帰国後、福沢は幕府の外国方に雇われて翻訳の仕事を勤め、英米などの公文書を翻訳した。最初に手がけたのは万延元年十一月二十一日に訳した外交文書「外国人居留地所規則の変革の件」である。⁽¹³⁾これ以降、大量の外交文書の翻訳を手がけていく福沢は、自ら外国交際の一端となる情報収集を担っていった。外交文書の翻訳に取り組み、外交交渉使節の一員に加わり、欧米各国を歴訪し、洋書を読んで欧米各国の歴史と現状を学び、さらに外国人と接した福沢は、幕府の職務として、また米国大統領や英国国王の職務としての「外交」を、きわめてリアルな形で認識していったものと考えられる。⁽¹⁴⁾それは目前の外交文書や外国人との対峙であり、交流であり、貿易であり、右のような「外国交際」の記述に帰結されるものであった。注意すべきことは、外国交際の解説では、交流や懇親が強調されているのに対し、その実践例として挙げられている米国や英国のそれは、領土の獲得や征服・服従という歴史を指していることである。福沢においてすでに、「外交」は交流や懇親であると同時に、領土の獲得や戦争とも結びつく厳しい概念であった。

福沢はすでに慶応元年に記していた「唐人往来」（未出版だが、写本として流布した）において、開国以来の外国との交易、条約、「コンシユル」の派遣などが行われている実態を踏まえて、今後は国内体制を政治・軍事を改革して外国との「附合」にも信実を尽くして不都合がないようすべきであるにもかかわらず、中国は改革が遅れたために列強による軍事的進出を許していると嘆き、「道理」をもって動じなければ敵は大国でも恐れるに足らないと述べつつも、結局は国防力の強化を訴えている。⁽¹⁵⁾『西洋事情初編』における外交についての認識——交⁽¹⁶⁾流・懇親という楽観的視座と、領土・戦争といった悲観的視座——は、こうした言説を継承したものといえよう。⁽¹⁶⁾この後者の側面、すなわち外国交際の困難さを繰り返し説き、強調したのが、明治八（二八七五）年刊の『文

明論之概略』である。

福沢はこの第二章において、「外国交際」をめぐる厳しい現実を、次のように記している。

西洋諸国常に戦争を事とせり。盜賊殺人は人間の一大悪事なれども、西洋諸国にて物を盗む者あり人を殺す者あり。国内に党与を結て権を争ふ者あり、権を失ふて不平を唱る者あり。況や其外国交際の法の如きは、權謀術数至らざる所なしと云ふも可なり。唯一般に之を見渡して善盛に趣くの勢あるのみにて、決して今の有様を見て直に之を至善と云ふ可らず。今後数千百年にして世界人民の智徳大に進み平安樂の極度に至ることあらば、今の西洋諸国の有様を見て愍然たる野蛮の歎を為すこともある可し。是に由てこれを觀れば文明には限なきものにて、今の西洋諸国を以て満足す可きに非ざるなり。⁽¹⁷⁾

西洋諸国は戦争ばかりしており、その「外国交際」は、權謀術数至らぬところなく、とても「至善」とはいえず、むしろ「野蛮」とさえいえる、と福沢は指摘する。領土獲得といった論理と交流という理想とが交差するところに、「權謀術数」のリアルな国際政治の舞台が存在していた。

こうした西欧文明の問題性についての認識は、ギゾーの『ヨーロッパ文明史』からヒントを得て記したものだといわれている。⁽¹⁸⁾ 実際、福沢は『文明論之概略』において「ギゾー」氏の『文明史』をたびたび引用し、これらをもとに西洋文明の何たるかを論じているが、ギゾーの『ヨーロッパ文明史』は、ルイ十四世の外交について論じる中で欧州の外交史を概説し、「フランスの權勢、ヨーロッパにおける優位、競争相手の列強の力を削ぐこと、一言でいえば、国家の政治的利益、国家の力、これこそイスパニアと戦った時にせよ、ドイツ皇帝と戦った時にせよ、イギリスと戦った時にせよ、ルイ十四世の常に目指していた目的であります。彼はフランスと彼の支配權

の伸張を願う心から行動した」⁽¹⁹⁾と指摘している。『ヨーロッパ文明史』については福沢の書き込みが残された手沢本が現存しており、こうした記述が、福沢の列強認識、外交認識に影響を与えたと推察される⁽²⁰⁾。

また、福沢はやはり『文明論之概略』において「ミル氏代議政治論」を引用している。こちらは残念ながら手沢本は散逸して現存しないが、その最終章が「自由国家による従属国の統治について」であることは示唆的である。ミルは、自由国家が従属国を持つ場合について、英国を例に取り、たとえ従属国が代議制統治の能力を保有している場合であっても、英国が「現代の世代にいたるまで」従属国に許容してきた自治の量は「劣悪な水準」にあったことを批判し（もつとも、インドのように代議制統治の能力を持つまでには成熟していない従属国の場合、支配国による「善良な専制」が正当化される）、「後進諸民族」にとつては「先進諸民族」の支配下におかれることが「急速に普遍的」となりつつある以上、「現在達成できるかぎりで最善の統治」をなすべきであるにもかかわらず、こうしたやり方は「まったく理解されていない」と慨嘆している⁽²¹⁾。こうした指摘もまた、植民地支配の急速な拡大と、その劣悪さを福沢に認識させ、それゆえに列強に対する警戒感を高めさせたのではないかと考えられる。

こうした列強の脅威に対する日本国民の姿勢にも、大いに問題があると福沢は考えていた。第十章において福沢は、日本国は「外国交際」⁽²²⁾病にかかっていると指摘する。外国人が日本に来るのは貿易のためだが、その実態をみると、西洋諸国は天然物資に加工を加えて製品を生み出す「物を製するの国」であり、日本は天然物資を生産する「物を産するの国」である、という。一般に知恵を用いる前者は富み、安い労働力を提供する後者は貧しくなる。これこそが、「外国交際」病であり、これによつていまや、「我国の損亡と云わざるを得ず」というのが福沢の認識であった。さらに西洋諸国は人口過密による飢餓、戦争、流行病を避けるため、資本や移民を海外に送り出して勢力を拡大しており、日本とも不平等条約を結んで優位に立っている。ペリーは四海同胞の理想を掲げつつ、実際には軍事力をもつて「我と商売せざる者は之を殺す」と迫り、目下、馬車に乗って意気揚々と西洋

人は都下を闊歩している。そこには、どの人も平等の権利を有するという「人民同権の説」も、「各国対立彼我同権の体裁」も、絵に描いた餅に過ぎないという、リアルな対外認識が存在していた。⁽²³⁾

かかる病を癒し、列強の進出に対抗するためにどうすればよいのか。福沢はここで、「開港の初より政治上の係る交際の事務は政府一手の関する所」であり、「人民」が外国交際に対して無関心であることを問題とする。それこそが、列強に屈してしまう要因とされた。「我国の人民は外国交際に付き、内外の権力果して平均するや否を知らず、我に曲を蒙りたるや否を知らず、利害を知らず、得失を知らず、恬として他国の事を見るが如し。是即ち我国人の外国に対して権力を争わざる一の原因なり」。およそ国を憂うる者は見識を広めて世界の歴史と現状、植民地を拡大し、奴隷を獲得して利権を拡大し続けてきた列強について理解しなければならぬ、と福沢はいう。福沢のいう外国交際病は、実は、こうした知的無関心をも指していた。「而してこの痼疾は我全国の人民一般の所患なれば、人民一般にて自からその療法を求めざる可からず」とする福沢は、外国交際の問題も「自家の事」としてとらえる独立心を備えることを強調する。「人民相集て自から其国を保護し、自から其権義と面目とを全うするものを指して」独立心と呼んだのである。対外的脅威に対して独立を維持するためには、列強に対抗しうる軍事力を強化すべきであるという意見については、英国が千艘の軍艦を持つのは、それを支える商業船があり、航海者がおり、そのための学問があり、法律も商業も盛んになっているからだとして、「武力偏重なる国に於ては、動もすれば前後の勘弁もなくして、妄に兵備に錢を費し、借金のために自から国を倒すものなきに非ず」と反論し、結局は日本の独立を維持するという「目的を定めて文明に進むの一事あるのみ」と結論する。⁽²⁴⁾ここで、有名な「国の独立は目的なり、国民の文明は此目的に達するの術なり」という文句が登場する。⁽²⁵⁾

先述の通り、福沢にとって外国交際＝外交とは、国家間の交際であり、貿易であり、懇親であり、領土獲得であり、侵略であった。外交を支えるのは、これを自らの問題ととらえる人民の独立心であり、それがなければま

さに外国交際病が発生し、病が癒えなければ列強の圧力に屈するほかない。独立を維持するためには文明化を進め、国力を増強せざるえないと福沢はいう。「唐人往来」や『西洋事情初編』以来の外交認識を前提とした上で、列強の進出と日本人の現状を憂い、文明化と独立心の獲得による外国交際病の克服と日本の独立を唱えたのである。それは、かつて津田左右吉が指摘したように、西洋諸国の圧迫の実感、彼らのアジアでの横暴な行動、それに対する日本人の卑屈で迎合的な言行に対する反抗心、さらには福沢自身の独立不羈の気象に支えられたものであったにちがいない⁽²⁶⁾。平石直昭は、福沢は『文明論之概略』の第九章までは理論家として現実への処方箋を示さなかったが、この第十章にいたってその立場を変えて「外国交際の政談家」としてふるまいはじめ、それが以後の政策論に接続していくと指摘している⁽²⁷⁾。実際、福沢は事項で述べる通り、外交についてもこれ以降、積極的な政策提言・世論の喚起を試み続けていくことになる。

さて、右のような内外の認識を生み出したのは、日本人の現状をながめた上での分析であったことはいうまでもない。福沢が日本の「民心」に危惧を抱いていたことは、『文明論之概略』執筆中の明治七年十月十二日付の馬場辰猪宛書簡にも現れている。福沢はここで、「旧習之惑溺を一掃して新ラシキエレメントを誘導し、民心之改革をいたし度」と述べ、今のままでは「外国交際の刺衝」に耐えられず、法権も商権も外国人に奪われてしまふと憂い、その理由として「天下の民心」を挙げ、「民心之改革ハ政府独りの任ニあらず。苟モ智見を有する者ハ、其任を分テ自ら担当せざるべからず。結局我輩の目的ハ、我邦之ナシヨナリチを保護するの赤心ノミ」と表明した⁽²⁸⁾。「民心」が改革されて独立心を獲得できなければ、外国交際病は癒せず、したがって日本の独立は危うい。福沢は、政府ばかりが外国交際にあたるのではなく、これを自らの問題ととらえるよう人民に提唱した声を自らに向け、「民心の改革」を自己の使命として掲げたのである。そこにあるのは独立への強い危機感であり、『文明論之概略』発表は、その具体的実践にほかならなかった。

『西洋事情初編』発表からおよそ十年の間に、西洋列強の領土・植民地、そして衝突や混乱は確実に拡大していた。福沢は『文明論之概略』のなかで、アメリカではインディアンが追われ、ペルシャ、インド、タイ、ルソン、ジャワは欧州人によって独立を侵されていると記し、さらに書簡等では自然法的秩序への一定の信頼を保ちつつも、列強への警戒感を強調している。明治二年六月十九日付の中津藩士・梁紀平宛書簡においては、外国人との貿易にあたり、「相手ハ外国人なり。外国人江交るニ当リ無産無学之者は輕侮を受ること甚し」として、外国人から輕侮を受けず、「不羈独立」を全うするには、学問に勉め、経済的に独立するほかないと主張した。⁽³⁰⁾明治三年十一月に記した「中津留別の書」でも、すでに外国人との交易がはじまっているが、「外国人の内、或は不正の輩ありて、我国を貧にし我國民を愚にし自己の利を営んとする者多し」と述べて、彼らに対抗すべく西洋学を身につけることを提言し、「万国の書」を読み、「世界の事状」に通じ、「世界の公法」にのっとって「世界の公事」を論じるならば、独立・自由を全うできると論じている。⁽³¹⁾明治八年四月二十九日付の富田鉄之助宛書簡においては、「ブリッチシンフランスハ恐るべし」と述べ、西洋諸国は白人文明ならぬ「人道ノ外ノ白鬼」であり、「人間ラシキ」公使も「泥坊ト強姪ノ始末」が仕事で、欧米政府は他国に「強姪」を働き、公使にその始末をさせて日本も抑圧しようとしているとして、実に驚くべき「ワイトデヴル白鬼ナリ」と断じた。⁽³²⁾実際、過去十年の間に、英国はフィジー諸島を、米国はミッドウェー島を占領し、フランスは軍事力をもってカンボジアとベトナムを保護国化して、欧州では普仏戦争がはじまり、イタリアはローマ教皇領を占領、パリ・コミューンが成立し、崩壊していた。右のような外国への関心の向上や列強の進出への危機感の提唱は、ギゾーやミルの読書に加えて、かかる情勢を認識した上での注意喚起であったことは、あらためていうまでもあるまい。⁽³³⁾

三 「内安外競」への道

列強による対外的脅威を実感していた福沢は、外交への国民的無関心を「外国交際」病と呼び、これを日本が列強に屈する要因とし、その解決策として独立心の喚起、民心の改革を掲げた。

こうした民心のあり方を正面から論じたのが、明治十一年に『通俗民権論』と同時刊行された『通俗国権論』³⁴である。この「緒言」において福沢は、民権の主張が国権の拡張につながるという民権国権両立論・不分離論を説き、『通俗民権論』と同時刊行した所以を語っている。福沢はここで、主に民間人に対して外国・外国人と交際する際の心構えを説いているが、それは、外国が軍事力を後ろ盾にして無理難題を押しつけて来るのに対して、独立国の大義を忘れず、外国人には格別に心を用い、わずかな権利もおざりにしないこと、すなわち国権(Nationality)を重んじることであり、また、具体的な交際にあたっては条約・約束の条文・内容を厳密にすべきことであり、外国の事情をよく理解してむやみに心酔しないことであり、財力を豊かにして見下して扱われないよう体面を維持することであった。それが、改革された「民心」、すなわち独立心のひとつのモデルにほかならない。

そして、本稿の関心からして最も重要なのが、「外戦止むを得ざる事」と題された一章である。福沢はここで、人生の目的は身を安んずることであり、無礼者や乱暴人は取り押さえて生命を全うする必要がある、そのためには「獸力」が要ると述べ、それは「万国交際」でも同様であるとする。条約も国際法も表面は美しいが実際は名目だけであり、国際社会の現実は権威と利益の追求であり、力の支配であり、競争である。すなわち、「百巻の万国公法は数門の大砲に若かず、幾冊の和親条約は一筐の弾丸に若かず。大砲弾薬は以て有る道理を主張するの備えに非ずしてなき道理を造るの器械なり。……各国交際の道二つ、滅ぼすと滅ぼさるゝのみと云て可なり。西

洋各国対立の風、斯の如し」であった。国際法ではなく軍事力が支配する、厳しい国際社会に対する認識をあらためて強調し、表示した格好であった。⁽³⁵⁾

こうした認識を踏まえて、福沢は、日本が東洋諸国と対する場合も不十分な国際法を用いずに「虚喝の一方あるのみ」だとして、力の支配する国際情勢で生き抜くには「実戦の覚悟」が必要だと主張する。それは、戦争をすることに直結しない。人間も国家も紛争を好まないのは同じであり、「平和の道」を求めるのは当然だとする福沢は、最後には戦争に訴えるという覚悟を定めれば容易に戦争には及ばない、戦争の覚悟はしても戦争は好まないとして、外務省・外交官に対し、「最後の覚悟は必戦」といった「人民の気力」という「後ろ盾」を踏まえた「懇親」、「周旋」、「交際」を求めた。こうして「外交無事」でさえあれば、戦争に及ぶことはなくなる。「戦を主張して戦を好まず、戦を好まずして戦を忘れざるのみ」という文句に、その主張が集約されている。

これまで、「交流」「懇親」といったソフトな側面と、「領土獲得」「戦争」といったハードな側面とをもっていた福沢の外交観は、ここに、「実戦の覚悟」という「後ろ盾」を得た「周旋」という概念によって架橋されたのである。それこそが「外交」であり、これを支えるのは、「人民の気力」、独立心にほかならず、担い手は外務省・外交官であり、権謀術数も避けては通れない手段であった。福沢はすでに明治九年十二月十七日に『家庭叢談』で発表した「教育説」においても、「天下の人民愚なれば外務省の交際も愚ならざるを得ず。諸港の商人貿易を行ふに拙なれば、外務省の交際も拙ならざるを得ず」として、「外務省の事務は人民の智慧に従て挙ると挙らざるとある可し」と述べ、外務省が担う交際は「人民の智慧」に依存していると述べている。⁽³⁶⁾

『通俗国権論』の続編として書かれた『通俗国権論二編』⁽³⁷⁾は明治十一年十月に脱稿し、翌年三月に刊行されているが、ここでは、士族反乱や民権運動に象徴される世間の「不平」や「怨望」の存在を問題視し、これを解決する最も有効な手段として、人民に外国交際の困難を知らせることを提示した。国内でどれだけ不平があつて対

立が発生していても、外国交際という問題意識を共有することによって、「小利害を捨てて大利害に着眼する」というのが、その趣旨であった。福沢はそのために、外国の軍事的・経済的脅威がいかに差し迫ったものであり、いかに対外的な独立の維持が難しいかを認識することで、人民が国を支える精神を涵養すべきであるとして、「敵国外患は内の人身を結合して立国の本を堅くするの良策なり」と指摘する。人民に「外国交際」の困難を知らせるためには、実際に海外に行くことや、著書、新聞、演説などで海外事情について知らせること、そして、国会を開いた際にまず外国交際について論じることを提言している。本文中では「外交」を「外国交際」の略語として用いており、これも、福沢としては従来から一貫した用例である。

では、「実戦の覚悟」という「後ろ盾」を得た「周旋」とはいかなるものなのか。それは、場合によっては軍事力の行使も辞さないという強硬な世論を背景とした交渉にほかならない。この「後ろ盾」を提供する人民は、外交問題について「小利害を捨てて大利害に着眼」し、一体化していなければならなかった。これが、『時事小言』⁽³⁹⁾(明治十四年)における「内安外競」の概念、そして、「外競」のための、「国民の気力」と軍事力を背景とした「脅迫」、という論理に接続されていくことになる。

『時事小言』は、『国会論』(明治十二年)の続編として書かれたもので、明治十四年十月に刊行されている。⁽⁴⁰⁾明治十四年十月十日付の伊藤博文・井上馨宛書簡では、本書をすでに両者に贈ったとして「御一読相願度」と述べ、「著者ノ心事ハ伊井ノ二君ト主義ヲ同ウスル者ナリトノ事御発明可相成」と述べ、本書の内容が「訝シ」と判断するなら「最早是レ切り」だと記していた。⁽⁴¹⁾いうまでもなく、この書簡は明治十四年の政変によって、両者から受けていた新聞発行依頼が立ち消えになったことを受けて記された詰問状である。福沢にとって『時事小言』は、自信をもって朝野に問うた政策提言にほかならなかった。

そこではまず、「内安外競」という概念が示されている。「今の世界」は「円満無欠」には遙かに遠く、法律に

よって善悪を判断し、兵備を整えて「暴を伐つ」という以外に「策略」がない、という厳しい現状認識を示した上で、「我輩の主義とする所は内国の安寧に在り」と述べる福沢は、開国政策によって、軍事力や経済力が支配し、国際法など通用しない「権道」の世界に足を踏み入れた以上、西洋列強に対抗すべく「文明開化」を進め、技術革新や教育振興に取り組むべきであり、「内国安寧ならん」ことが必要である、という。「外の艱難を知て内の安寧を維持し、内に安寧にして外に競争す」、というのが「内安外競」の理念であった。これを実現するために、目下国内の「安寧」を乱している民権運動を取り上げ、その要求する国会開設を早く実現すべきである、と福沢は政府に要求し、もって「国安」を実現すべきだとした。その上で、「外国交際の大本は腕力にあり」として軍事力強化の必要性を説き、これを軽視しがちな「我国全体の気風」を問題視し、西洋列強の軍事力の実態について数字を挙げてつぶさに記した上で、日本の軍事力の相対的脆弱性を指摘し、さらに、欧州諸国の相互関係について興味深い指摘をしている。すなわち、国際法が通用するのはキリスト教国家のみであり、その相互間では「権力の平均（バランス・ラフ・パワー）」が保たれているが、東洋諸国はその埒外にあつて「火の蔓延」のような西洋列強の脅威にさらされている以上、「力を以て抗敵するの外、手段ある可らず」というのが福沢の認識であった。中国・朝鮮が「遅鈍」であるため、日本はその「武力」をもって「応援」「保護」し、すみやかに文明化のルートに乗せねばならず、それは「自からの為にするもの」であり、やむを得ない場合は「力を以て其進歩を脅迫するも可なり」と福沢は断言する。そして、かかる軍事力を支えるのは財政力であり、「国民の気力」であった。福沢は、「人民の気力」こそが外国との競争に欠くべからざる資源であり、その強化のためにキリスト教の蔓延を防ぎ、「精神を高尚にして肉体以上の事に心身を用いる」「士族の気力」を維持・保護すべきである、と結論した。これが、従来の独立心を背景とした外国交際論、外国交際の困難を認識した上での人心の結束、という持論の上に展開されたものであることはいうまでもないが、かつて慎重だった軍事力強化に傾斜し、また、

「氣力」による「周旋」が、「氣力」を背景とした軍事力による「抗敵」や「脅迫」にまで展開していることには、注意しなければならない。「外交」の意味するものが、「周旋」から「脅迫」へと拡大していったのである。⁽⁴³⁾

四 時事評論における「外交」

国際情勢を力の支配する世界ととらえ、氣力や軍事力を背景として外交交渉を進めるべきだという持論は、明治十五年三月一日に創刊された『時事新報』でも、時事評論を通して説かれていく。⁽⁴⁴⁾ 明治十二年九月に井上馨が外務卿に就任し、十五年一月には各国との条約改正予備会議がはじまったが、行政規則をめぐって議論は難航して会議は二月十六日に中断し、三月十六日に再開される。⁽⁴⁵⁾ この間の三月五日、『時事新報』は「条約改正」と題する社説を掲げ、西洋諸国が東洋諸国を「圧制」するのは武家が平民を「腕力」で威伏するのと同じであるとして、井上の改正交渉の成功に期待しつつ、外交交渉の「後盾」となるべき「国勢」が脆弱であることを嘆じた。政府の権力、陸海軍の軍備、財政力、とりわけ「立国に武力の要用なる」はもつとも重要な点であり、これらの「後盾」を得てはじめて外交官はその働きを活発にすることができると論じている。⁽⁴⁶⁾ これまでの外交観を時論にあてはめた格好である。⁽⁴⁷⁾

また、三月十一日付社説「朝鮮の交際を論ず」は、朝鮮との国交が深まらないことを憂いたものだが、ここでも、「我武威を示して其人心を圧倒し、我日本の国力を以て隣国の文明化を助け進めるは、両国交際の一掛かりにして、今日に在ては恰も我日本の責任と云ふ可きものなり」と、武力による朝鮮文明化の促進を訴えた。⁽⁴⁸⁾ また、七月二十三日に壬午事変が勃発し、日本公使館も襲撃された際には、『時事新報』はさかんに陸海軍の派兵を訴え、実際に花房義質公使を仁川に派遣するに当たって護衛兵を付けた際には、「政府の処置迅速にして我輩の欣

喜に堪へざる所なり」と評し、世間ではひたすら「平和」を唱え、「兵の字を見ても之驚く者」がいる（具体的には『東京日日新聞』を指している）が、同紙は「平和を求めるの談判に後盾と為りたるものは常に兵士軍艦ならずや」と述べ、外国交際上、軍事力の後ろ盾が不可欠であることを再論している。事変後の朝鮮の新政府と条約を結ぶ場合も、「欠く可らざるものは兵力」であり、その迅速かつ強大なことが、すみやかに事態を收拾する要訣だと主張し、さらなる大軍の派兵を政府に求めた。ただし同紙は、兵力は「万一の変」に備えるのみのものであり、これを用いないこともあり、間違っても「誤用」してはならないと「万々冀望」している。⁽⁴⁹⁾ 平和論を廃して兵力を伴った使節の派遣を求め、これが朝鮮側の謝罪による平和的解決につながると予想するのは、この頃福沢が記した「懸直論を恐る」でも展開されている内容である。⁽⁵⁰⁾

八月三十日の済物浦条約の締結によって、壬午事変での日本人被害者への賠償金や、加害者の逮捕、公使館の護衛、国王による謝罪などが規定されると、『時事新報』は、これを「我外交官の敏達是世界文明国の外交官に劣る所なきを喜び」、条約が日本国民を満足させるものとして高く評価し、あわせて、「外交上の事件は寧ろ背後の兵力の精無精に由て成敗するもの多く、今回の談判の如きは其最も著しきものなり」と、外交交渉には軍事力が不可欠であるという持論がここに実現したと評した。⁽⁵¹⁾ それは、済物浦条約が花房公使に付けられた一千あまりの兵員という軍事力を後ろ盾として実現したという判断に基づくものであった。同紙はかかる政府の取り組みを「最も感服す可き手際なりき」と評し、さらに、軍事力を示しつつも「平和の談判」を実現したことを高く評価した上で、外国交際において兵力は唯戦うのみでなく、むしろ「よく戦はず、之を不戦の範囲内に置くの緊要」を語った。⁽⁵²⁾ 同年十二月七日から福沢が連載をはじめた「東洋の政略果たして如何せん」では、中国と朝鮮が文明開化に消極的であることを遺憾とし、日本が東洋における文明国の魁として、この「固陋なる者」を誘導していくためには、「結局我が政略と我が武力に由て、東洋の波濤を其未だ起らざるに鎮静するの一法あるのみ」と主

張した。ここでは、外交交渉を「政略」と呼んでいるが、それも結局、「武力の之に伴う者」でなければ目的を達成できないという⁽⁵³⁾。やはり従来からの一貫した論理がみてとれよう。

かくして明治十六年を迎え、『時事新報』は年頭の「明治十六年前途之望」において、軍備の拡張と官民調和の実現を期待し、後者がいまだ実現していないことを憂いた⁽⁵⁴⁾。軍事力の拡大と「気力」の確保は、外交交渉力の後ろ盾として機能し、それは結果として、戦争を避けることになる。同紙は社説「支那との交際に処するの法如何」において、日清非開戦論者の主張を紹介し、これに反駁する形で、日清間の戦争を避けるためには、「大に日本の武力を整へ、盛に進取の氣象を示し」、清国を恐怖させて輕拳を戒めることが肝要であると主張した。軍事力を背景として「恐嚇」することが重要であり、そのためには戦う「決意」を示すことで十分で、本当の「良将」とは、百戦百勝の人物ではなく、戦わずして勝つ人物だと述べた⁽⁵⁵⁾。これらも、すでに福沢が述べてきた議論を時評に展開させたものである。

朝鮮の文明化の手段も、必ずしも武力による脅迫的なものに限られていたわけではない。明治十五年末に慶應義塾出身の牛場卓造が朝鮮の全権大臣・朴泳孝とともに朝鮮に向かった際に記された「牛場卓造君朝鮮に行く」では、朝鮮が文明開化を進めるためには、まず同国人の心を正しく導き、「迷雾」を払う必要がある、「文明の事を知る」牛場に、儒教に「惑溺」した朝鮮人を文明化に導くことを期待した。そこには、「文明境外無識の愚民」と化したがゆえに、西洋に圧倒され、蔑視されているトルコという負の教訓が存していた。たしかに「兵馬政略」は重要ではあるが、単にそれだけではなく、「学問上の力」で人心を制することも大切である、と『時事新報』は強調している⁽⁵⁶⁾。したがって、中国が朝鮮に干渉して軍隊を派遣し、これを属国化して「文明の旭光」を遮るようなことがあれば、「遺憾之より大なるはなし」であった⁽⁵⁷⁾。

福沢はこうした朝鮮文明化政策について、『時事新報』社説「日本の資本を朝鮮に移用することも危険あるこ

となし」において整理し、第一策として軍事力による強制的文明化を掲げるものの、これは成果を生み出すのに時間がかかる上、もし「兵端」が開かれた場合、東アジア全体の秩序が混乱することになるとして、これを退け、結局、日本の資金を朝鮮に投資して朝鮮国内産業を活性化させ、さらに学者を派遣して文明化に誘導すべきだという持論を展開した。軍事力による文明化の強制を提起しつつ、学問による文明化という手段を採用した所以である。⁽⁵⁸⁾

『時事新報』の明治十六年九月二十九日から十月四日にかけて、福沢は社説「外交論」を連載した。ここでは、国際社会を「各国相對峙して相貪る」「禽獸相接して相食む」弱肉強食の世界であるとして、日本が生き残るためには「獸力」のみが重要であると主張し、列強が「山林に獵する者が相互に先を争」うように東洋に進出している現状を詳細に示した中で、日本が取るべき道は彼らに飲み込まれるか、「獵者」となつて狩獵に参加するかいずれかしかないとする。これまで繰り返されてきた国際社会を力の支配する世界ととらえ、かかる中で軍事力の重要性を指摘する観点を強調した格好である。生き残るためには学問を入口として文明の利器を採り入れて軍事力を強化するほかない、と福沢は主張する。⁽⁵⁹⁾ 学問による文明化と軍事力の強化とを、日本の取るべき政策として接続させたものである。ここでいう「外交」とは、外国との交際を広い意味で指した言葉であった。

国際社会を「武力の世界」ととらえ、ゆえに国防力の強化の必要を説くのは、十一月に刊行された福沢の『兵論』⁽⁶⁰⁾でも同様である。これは『時事小言』の続編ともいえるべきもので、実際に随所で『時事小言』が長文にわたって引用されている。ここでも「政府を立て、之を維持するには兵力莫る可らず」と主張する福沢は、「外国の交際」においては結局、兵力以外に頼るべきものがないとして、国際法の力は「誠に漠然たるもの」と信用を置かず、現状の軍事力では不足であるとして、その強化策を兵力数、軍艦数、兵站、士官養成のあり方など、具体的に提示した。朝鮮での壬午事変や列強の進出の実態を見て、より具体的・実践的な主張として展開したものと

いふべきであろう。そして、これも『時事小言』と同様、軍事力強化の前提として、財政力の強化と「官民不調和」の解決を訴えている。

ここでの「外国交際」とは、軍事力の行使や国際法の遵守を含む広義の「外交」であり、その担い手は政府や軍であった。これに対し外務省・外交官が担う「周旋」や「脅迫」、「政略」といった具体的な交渉は狭義の「外交」であった。福沢の「外交」観には、官民全体が担う外国・外国人との交際という最も広いとらえ方と、右の広義の概念、さらに狭義の概念という三種の理解が混在していた。

さて、右のような西洋列強の脅威を説明するにあたり、福沢がよく「負の教訓」として紹介するのが、英国に植民地化されたインドである。実際、『文明論之概略』以降の国際情勢を概観してみると、福沢が列強の脅威をより強調するようになった背景がうかがえる。ヴィクトリア女王がインド皇帝を宣言したのは明治十年一月のことであり、英国はこの年に南アフリカのトランスバールを併合、ロシアとトルコとが戦争状態に入った。翌年にはエジプトで英仏から閣僚が派出される「ヨーロッパ内閣」が成立し、十三年にアフガニスタンが英国の保護領となった。その翌年にはフランスがチュニジアを保護国化し、エジプトでは英仏批判の反乱が勃発、これに対し英仏両国はあくまでエジプトへの干渉を通告する覚え書きを発表して、エジプトでの軍事衝突が起こっている。明治十六年に安南（ベトナム北部・中部地方）がフランスに保護国化され、翌年には清仏戦争が勃発し、フランス軍が台湾北部のキールンを占領した（これらについては『時事新報』も詳しく論じている⁶¹）。福沢が「火の蔓延」と称した列強の勢いとはこうしたものであり、それゆえにこそ、福沢は列強の脅威とこれに対する抵抗力の強化を訴えたのであろう。

福沢が「外競」を強調する背景には、「内安」が乱れているという懸念、すなわち自らの持論とする官民調和が実現していないことへの不満もあった。明治十五年刊の『時事大勢論』⁶²で福沢は、国会開設の勅諭が渙発され

た後も「民情の不平」が残っていることを問題視し、このままでは官民ともに目指していたはずの国会も「開かざるの惨状」を現出するか、開設しても「第二の苦情」が生じると危惧して、「官民既に力を以て相抗する」状態が続く場合は、政府の失態や人民にとっての不幸が訪れるだけでなく、「海外に対して我大日本国の恥辱を披露する」ことになる懸念を表明していた。国会開設は明治十一年秋以来の持論であり、これを阻害する官民不調和は頭痛の種であり、官民調和体制を構築する上で、対外的な脅威の存在は、むしろ好材料であった。その意味で、対外的脅威は文字通りの脅威であると同時に、福沢がその対内論を展開する際に動員されたという側面も否定できない。⁽⁶³⁾

条約改正交渉については、明治十五年の条約改正予備会議から、明治十九年の条約改正会議まで、独・仏・英などヨーロッパ各国との交渉が続けられていたが、ちょうどプランケット駐日英国公使と日本政府との間で会議の事前協議が行われていた⁽⁶⁴⁾明治十七年八月十九日、『時事新報』は「外交には自ずから順序手続あるものなり」において、外交交渉においては「弁舌筆鋒」がきわめて重要であり、外交官には「最も才能」ある人物を選抜すべきであり、さらに、彼らによる狭義の外交交渉を支えるべく、日本ではいまだ不活発な「著書新聞」を活性化させ、これによって外交交渉をサポートすべきであると述べた。⁽⁶⁵⁾福沢が外交交渉の「後盾」として「氣力」「独立心」の存在を述べていたことは先述の通りだが、それを具現化した媒体として「著書新聞」を掲げたものといえよう。むろん、そこには自ら筆を執って「外交」を論じてきた自負も存していたにちがいない。福沢はこの直前に、条約改正が進まないのは「外交官の罪」ではなく「日本国民全体の罪」であると述べ、国民が外交の利害に無関心で——すなわち外国交際病が癒えておらず——、「世界万国の思想を欠」⁽⁶⁶⁾いていると指摘し、外交問題を「国民全体の輿論」として、国民全体が外交問題を議論することを提起していた。「著書新聞」は、その具体的な舞台として想定したものであったにちがいない。

その意味でも、これら媒体の発展を含めた文明化が進まず、文明の何たるかを理解しようとしないう清国は厳しく批判されるべきであり、『時事新報』は、西洋の知識を学ばず、医学を採り入れない「支那人」は、「之を友とするも精神上に利する所なし」と断じた。⁽⁶⁷⁾ 清仏戦争についても、欧州列強がアジアを侵そうとする端緒、いわば「黃白両人種の抗争」、さらには「支那滅亡の複線」と位置付け、ポーランド滅亡の歴史を記し、これを「支那の鑑戒」だと述べている。⁽⁶⁸⁾

かかる情勢下で、明治十七年十二月四日、朝鮮で開化派によるクーデター・甲申事変が勃発する。同事件に対する福沢の関与の有無については、本稿の論ずる対象ではないが、『時事新報』は事変によって日本国公使館の兵営武器庫が焼失し、日本人が犠牲になったことを問題とし、「我公使を視ること我政府の如く、我公使館を視ること我国土の如くする者なり」として、これらの事件の原因と責任を追及し、井上馨を全權大使として派遣した際も、これに大規模の護衛兵を付けることを求め、日本人への加害に対する清国の責任を追及して謝罪と賠償を要求し、清国側がこれを拒む場合は「曲直を兵力に訴るの外なかる可し」と対清開戦論を主張した。日本は天皇が自ら親征して朝鮮政府に要求を承諾させるとともに清国に入り、北京を落として皇帝を追いつめ、謝罪を要求すべきだといひ、国民に対し私費をもって軍費を提供するよう呼びかけた。⁽⁶⁹⁾ 軍資提供を呼びかけたのは福沢自身であり、これは日清戦争においても再現されることになる。

実はこの主戦論は、福沢自身の「本音」とは別のところから発せられた、意図的な世論誘導策であった。近年発見された明治十八年四月二十八日付田中不二麿（駐伊公使）宛書簡によると、福沢は、伊藤博文と井上馨の抜け駆け的な後押しを受けた竹添進一郎公使が、開化派を支援してクーデターを行うよう教唆したのが事変の原因だと理解し、それは「大失敗」であり、「我へ利する所なきのみか……余計な事を仕出したり」と論評した上で、内閣などでは福沢が朝鮮人と親しいため「福沢が教唆した」といっているようだが、「此の言掛ケハあまり拙し、

ほんとふ二詮議致せば足元から鳥が立ち可申、氣之毒なる事共に御座候」と自らの関与を否定した。さらに、本件について平和裏にわが体面を覆うのは難しいため、無理に出兵してでも「非」を覆いたいとして、『時事新報』で専ら「主戦論」を唱えているが、「紙面」と「内実」とはまったく別だと説明している。⁽⁷⁰⁾

要するに、伊藤・井上の後押しを受けた竹添の教唆によって事変が発生して失敗し、その政府の非を追及されるのを避けるために国益を考えて本心とは別に主戦論を主張している、というわけである。⁽⁷¹⁾ 一月二十一日付の川村純義宛書簡でも、福沢は「今回朝鮮の事変杯に就ては色々申度事も有之候得共、実は政府の御都合を推察致し、且は日本国のためを思ふて、時としては心に思はぬ事までも記して事の跡を蔽ひ居候」と述べていた。⁽⁷²⁾

これが、直前に自らが掲げていた外交交渉を支える「著書新聞」のあるべき姿として実践されていたことは、いうまでもあるまい。福沢は、外交事案に関心を持ち、自らの問題としてこれをとらえ、あくまで政府、国家の利益を優先して世論を誘導していこうと試み、さらに国民にも、これを自らの問題ととらえて私費をもって軍費をまかなうよう求めた。それが、「外交」を支える「氣力」や「独立心」の具体的姿であり、その実践のためには、たとえ「心に思はぬ事」でも、あえて主張したのである。

そして『時事新報』は、福沢の年来の主張である内安外競論を、甲申事変を契機にあらためて訴える。すなわち、官民の不調和を国家にとっての不利益とする同紙は、「今度の朝鮮事変こそ幸なれ、何卒此一挙に乗じて不調和の宿弊を一洗し去らんこと、誠に以て冀望」し、対外強硬論をもって官民が一致することを求めたのである。⁽⁷³⁾ 同紙は、英国による巨文島占領、ロシアによる済州島近海測量、安南のフランス占領、ビルマの英国占領などを取り上げて、列強の脅威を繰り返し強調し、これから自らを防衛し独立を維持するための兵備増強を説き続けた。⁽⁷⁴⁾ 弱肉強食は決して机上の空論ではなく、勢力均衡が通用しているのは欧州のみであって現代の東洋小諸国には適せず、西洋人は漁師が獲物を得るように東洋国を侵略し、朝鮮が独立を維持するのは難しい、ときわめて悲観的

な議論を展開していくことになる。⁽⁷⁵⁾

五 明治二十年代の「外交」論

井上馨外相による条約改正会議が休会中の明治十九年九月七日、『時事新報』は「条約改正すれば外国交際も亦一面目を改む可し」において、条約改正交渉が進捗して日本国民の所望が達成されつつあると期待を表明した上で、「外国交際」を従来の最も広い意味、すなわち外国・外国人との交際の意で用い、これを担うのは政府のみならず、貿易、学術、賃借を担う民間人であり、彼らは冠婚葬祭など各種習慣の相違を抱きつつ交際せねばならないとした上で、「従前我人民と政府との関係を見れば、官尊民卑の習慣は日本国の骨に徹して除く可らざるのみ」と官尊民卑の弊習を問題視し、このために智も徳も政府に集中して「民間は不文無知の下界」となっていると指摘する。「外国交際」の担い手の多くを占める民間が、その担い手たり得ていない、というわけである。同紙はそこから、人民に「自力」「自動」の活力発揮を求めていくのだが、⁽⁷⁶⁾かかる問題意識は、日本人が外交に對する無関心——外国交際病——に陥っていると評した『文明論之概略』当時と、民間の外交認識があまり変わっていないと福沢が評価していたことを示している。

『時事新報』は、その一貫した主張たる内地雜居の実現に近いことを予見して、たとえば鉾山開発に西洋人が投資するとして「鉾山家」に「今より覚悟して其所有権を固く」するよう求め、中国人が競争相手になるとして商人に警鐘を鳴らし、官尊民卑の弊習を打破して民の地位を上げ、官民平等に、そして各国民平等の立場で外国の進出に對処すべきだと説いた。⁽⁷⁷⁾条約改正と内地雜居の実現は、「外交」概念のもっとも広い意味において、官民ともに対処を求められるものであり、それは「外国交際病」の克服を要請せざるを得なかった。明治二十年九

月十七日、井上馨は外相を辞任してその改正交渉は終わりを告げるが、伊藤博文の外相兼任を経て大隈重信が外相となると、同紙は「我輩の眼中には政府なし。官民を混和して最大多数の最大幸福を祈り、以て読者と共に独立の方向を与にせん」と述べ、官民の一致を改めて強調した。⁽⁷⁸⁾

大隈重信の条約改正交渉も、明治二十二年十月の大隈の遭難によって蹉跌するが、このときも『時事新報』は、外国交際は条約の条文云々よりも国民が「同心協力」して殖産にあたり、国力を高め、国会を成功させて内治を安定させ、外国人に「東洋立憲国の腕前」を知らせることが肝要だと主張している。⁽⁷⁹⁾ 明治二十三年十月に青木周蔵外相下で条約改正全権委員三名が任じられた際も、「全権委員たるものは、内閣と云はず政府と云はず日本国民全体を後盾にして奇正変化の談判法を試み、前人の積徳を空うせずして其陽報を今日に求め」るよう期待した。⁽⁸⁰⁾ こうした官民一致・挙国一致の同心協力体制は、広い意味での外国交際にとって不可欠の体制であるとともに、狭義の外交、すなわち実際の条約改正交渉にあたる外交当局者に「後盾」を提供するものでもあり、さらには、すでに述べた通り、迫り来る議会政治への対応としても欠くべからざるものであった。

しかし、いよいよ帝国議会が明治二十三年に開会すると、福沢が懸念していた官民の不調和が現出する。予算案をめぐる民党と政府とが対立し、翌年十一月からの第二議会では結局松方正義内閣が予算紛議を理由に衆議院を解散したのである。福沢からすれば、結局のところ、官民不調和のまま国会開設に至ったことが問題であり、その原因を追及せざるを得なかった。そこで、第二回衆議院議員選挙戦中に執筆されたのが「国会難局の由来」である（明治二十五年一月二十八日から二月五日まで八回にわたり『時事新報』社説として発表され、同じく同社説として発表された「国会の前途」「治安小言」「地租論」とともに明治二十五年六月に福沢の著作として刊行）。

ここで福沢は、明治十四年以来政府が積み重ねてきた官民調和を損なう「失策」として、儒教主義教育、集会条例の発令、条約改正交渉の失敗、過度な欧化主義、位階・爵位の乱発、保安条例の発布などを列挙して政府を

批判したが、同時に、「失策中見るべきものも亦少なからず」として、教育の進歩や各種法律の制定、電信、郵便、鉄道の整備などとともに、「外交官の勉強も亦与りて大に力ありと云はざるを得ず」として、外交の進歩を挙げ、特に前年に発生していた大津事件への対応は「数年来我外交の体面を改め、世界中の見る所にて日本国の重きを知る者多ければこそ、円滑に局を結んで、日露の交際も全きを得たることなれ……此一事に証しても外交の進歩は明に見る可し」と高く評価していた。

明治二十四年五月十一日に発生した大津事件に際して福沢は、同十五日の次男福沢捨次郎宛書簡で、これを幕末以来の「攘夷家之業」と重ね合わせてとらえ、同月二十二日付の清岡邦之助宛書簡でも、明治十四、五年頃から政府が「教育之風」を改めて儒者を用い、「文明流を擯斥」した結果だと指摘し、同日付の渡辺修宛書簡でも、近年の「攘夷論の再生」は「政府の注意教育風の結果ならんか、笑止千万の事に御座候」と評していた⁽⁸²⁾。その意味で、大津事件は福沢が批判した儒教主義教育の結果にほかならなかったが、対応した当局者に関しては、五月二十九日付『時事新報』の社説では、死刑判決を避けた被告への判決について、「一般の感情」としては極刑を下すべきとしつつも、「文明の政には自から法律の存する」ものであり、あくまで感情よりも法理を優先すべきであるとして、これを高く評価していた⁽⁸³⁾。外務省は大津事件に際し、これはあくまで「喪心者」の犯行で予防できなかつたと諸外国に説明して反日感情を抑え、ロシア国民や王室の反発の沈静化することに成功し、ロシアから賠償や補償を求めない穏健な対応を引き出していった⁽⁸⁴⁾。福沢は、こうした取り組みをある程度知った上で、総合的に外交上の対応を評価したのであろう⁽⁸⁵⁾。むろん、ここでのいう外交とは狭義の外交である。

しかし事態は、官民不調和に陥っている。福沢は「国会難局の由来」において、このまま官民の不和・対立が続けば「武断政治」が出現しかねないと懸念し、軍人は「心事は誠に優くして民を憐むの情に乏しからずと雖も、如何せん思想の簡單なるが為」、その政治は分不相応な大事業を興し、財政上の失策を犯し、法律を軽んじ、さ

らに「一朝の怒に乗じて外交の変を生ずることなきを期す可らず」と懸念した。軍人の感情によって破綻してしまふことを恐れたのは、広義の外交であつたと思われる。こうした懸念は「治安小言」⁽⁸⁶⁾（明治二十五年一月二十八日から二月五日まで八回にわたり『時事新報』社説として発表）においても表明されており、「諸外国の現状」をみると、文物・政治が発達して「内治外交共に簡易便利を主とする」ようになり、貿易もさかんになって利益をあげているのに対し、「我日本国の今日は、内治も外交も共に意の如くならずして、日一日を消磨」していると、「誠に心淋しき次第なり」と嘆いている。官民不調和による内治の停滞と、これに伴う外交の頓挫を懸念したためであろう。

明治二十七年七月十六日、日英通商航海条約が締結され、治外法権が撤廃されて条約改正の第一段階が達成された。そして、その月のうちに朝鮮東学党の乱を契機として日清両国軍が衝突し、八月一日、両国は宣戦布告、日清戦争が始まる。福沢の日清戦争観の詳細については、本稿の論じるべきことではない。ただ、その戦争という事態が、外交観といかに関わっていたかを考察しておこう。

朝鮮で東学党の乱が発生したとき、『時事新報』は、これを清国が鎮圧した場合朝鮮半島の主導権を奪われ、その独立が害され、東洋における日本の国権伸張に影響することは間違いないとして、「日本人」に「機会を誤らざるの覚悟」を求め、「当局者」には派兵の必要性を説いた。⁽⁸⁷⁾「外交」という用語は用いられていないものの、軍事力を行使する「当局者」と、「覚悟」を定める国民という構図から、広義の「外交」概念を前提としていたことがうかがえる。実際、東学党の反乱が拡大すると、『時事新報』はすみやかな公使の帰任と出兵を政府に求めるが、それは「外交政略上の事にして人民の敢て喙を容る可きに非ず」と、あくまで広義の外交として位置付けられ、『時事新報』自身は、かかる外交を「在留人民の生命財産を保護せんことを願ふのみ」という立場から、これを支援した。⁽⁸⁸⁾自らが提唱した、外交を支える「著書新聞」の役割を発揮しようという意欲がみてとれよう。

福沢はそうした『時事新報』の役割を、「新聞紙上の徳義を重んじて政機の機密を守り、以て当局者の外交政略を自由自在ならしめんと欲する者」と称している⁽⁸⁹⁾。

この状況下にあつて、あらためて朝鮮の文明化を支援すべきだとする同紙は、内乱鎮定後も引き揚げずに鉄道や電信の敷設、郵便、警察、財政、軍事などの文明事業を推進して朝鮮を独立国として立たせるために兵力を温存し、改革を断行する力とすべきだと主張した⁽⁹⁰⁾。朝鮮においても文明化こそが独立の前提であり、日本の武力を用いてこれを促進する、という論理は変わらなかった。

しかし、朝鮮政府は日本の改革要求を拒絶する。その背景に清国軍の「後盾」の影をみる『時事新報』は、同国を世界に類のない「腐敗国」だと罵倒し、このままでは「世間知らずの老大人」が「増長して種々雑多の妨害」をなすとして、「一刻も猶予せず断然支那を敵として我れより戦を開くに如かざるなり」と宣言するに至る⁽⁹¹⁾。以後、同紙は日清戦争を「文野の戦争」とし、日本の軍事力行使を正当化する論陣を張り続けるが、それが、広義の外交を支える「著書新聞」としての自負、「新聞紙上の徳義を重んじて政機の機密を守り、以て当局者の外交政略を自由自在ならしめんと欲する」自覚に支えられたものであったことは、容易に理解されよう。

そして、福沢は軍を支えるべく、軍資醸集運動⁽⁹²⁾を積極的に展開していく。七月三十日、福沢は華族・富豪家・有力家宛に三井八郎衛門、岩崎久弥、渋沢栄一、東久世通禧と連名で書簡を送り、日清開戦に際して、「国民の義務として、軍資醸集の手配り肝要の事」と述べ、この件について協議するため会合に参加するよう求めた⁽⁹³⁾。八月一日に開かれた会合で福沢は発起人として演説し、愛国心の発露として醸集に取り組むとして、「国民の力を以て国を維持せんとするの精神」から、政府への「献上」ではなく「醸集」とすることを強調している⁽⁹⁴⁾。

八月十六日付にも賛成員一同宛の書簡（園田孝吉、渡辺洪基、三井八郎衛門、岩崎弥之助、渋沢栄一、東久世通禧と連名）において、過日協議した「報国会」の件について、今後の方針を定めるため会合を開きたいとして、参

加を要請している。⁽⁹⁵⁾ 軍資醸集運動自体は、政府による軍事公債募集が開始されたため活動が鈍化するが、福沢はあくまでこれにこだわりの『時事新報』に「私金義捐に就て」⁽⁹⁶⁾を發表して自らも一万円を醸出し、『時事新報』の紙面を活用した義捐金募集運動を展開していった。「私金義捐に就て」では、日本は「東洋文明の先導者」として朝鮮の改革に臨もうとしたが、中国に妨げられて戦端を開いた、これは「文明改進」のための戦であり、「老大国儒流の腐敗を一掃し、文明の光と共に我国光を世界に輝さん」と主張している。戦勝の報を受けた福沢が私信においても、これは空前の一大快事、寿命があればこそこの活劇を見聞できた、立国の基は西洋流の文明主義にあるのみと主張してきたが、いまや「支那朝鮮をも我文明之中に抱擁せんとす、畢生之愉快実以て望外の仕合ニ存候」⁽⁹⁷⁾などと述べたことは有名である。福沢は、開戦した以上進むほがなく、国民は「私を忘れて国に報ずるの時」だと主張していた。⁽⁹⁸⁾ 先述の通り、福沢は、軍事力の行使を含む広義の外交は国民の独立心、気力によって支えられねばならないと考えており、軍資醸出は、その気力や独立心の自発的發揮の機会にほかならなかったのである。

この運動自体はうまくいかなかったものの、戦争末期の十二月二十八日付社説「我豈に戦を好まんや」が、日本国民は、国内政治上は意見を異にして争うことがあるが、「苟も外国に対する一段となれば忽ち一致して外に向ふこと生来の美風にして、今回の始末に就ても其然るを見る可し」と述べ、⁽⁹⁹⁾また、明治二十八年一月二十日に芝紅葉館で慶應義塾出身の貴衆両院議員を集めた会合で福沢が、帝国議会が政府と一致して「官民一致、以て国家の大事に当り」公債募集案を提出したなどを絶賛したこと、⁽¹⁰⁰⁾さらには戦争終結にあたって『時事新報』が、今回の勝利は全国民が敵愾心を一つにして「外に對し」、軍費を負担して当局者を支えたがゆえだと語ったこと⁽¹⁰¹⁾などをみると、対外問題に対する挙国一致体制の創出という福沢年来の宿願が、一定程度果たされたと感じられていたのが確認できる。

なお、改正条約の締結について『時事新報』は、明治二十七年八月二十八日付社説「条約改正の公布」をもって、「取り敢えず大賛成と断言するに憚らざるものなり」と評価し、年来当局者が尽力しながら実現できなかったにもかかわらず、今回これを達成しえたのはなぜかと問い、それは当局者の技量によるのではなく、「近來日本の国力は非常に發達して外国人も次第に其事實を認め」た結果に外ならない、とした。⁽¹⁰²⁾ 外交交渉の後盾としての文明化の重要性を唱え、井上改正当時から、条約改正の最大の難点は外交交渉の「後盾」となるべき「国勢」が脆弱であることだとしていた同紙にとって、実態を的確に示しているかはともかく、こうした評価はきわめて自然なものであった。

そして、「文明」を掲げて日清戦争に勝利したこともまた、広義の外交、すなわち文明化や氣力を後盾として軍事力を行使するという持論を裏付けた格好となった。実際、『時事新報』は、「文明」を掲げて戦った日本軍の勝利は、「文明の武器」を「文明の戦略に利用したるの結果」だと評し、今後はやはり「文明」を背景として貿易においても勝利していくであろう、と予見した。⁽¹⁰³⁾ これと歩調を合わせるようにして、福沢は明治二十七年十月十九日付の津田興二（富岡製糸場長）宛書簡で、「今度の外戦いよいよ勝利に了るときは、生糸の光も亦国光と共に輝き、外国市場の信用は旧時に百倍して、如何なる高運に達すべきや殆んど測量すべからず」と、生糸産業の国際的發展を予測している。⁽¹⁰⁴⁾ 明治二十八年二月二日付の森村明六（森村組の森村市太郎の長男）宛書簡でも、日本の勝利は「文明開化之賜」であり、今後も經濟競争において文明実学主義を忘れずに勉強すべきだと述べている。⁽¹⁰⁵⁾ 同時に、連戦連勝に浮かれるのではなく、今回の勝利はあくまで西洋文明の利器をもったためであることを認識し、日本人はますます西洋諸国と交わりを深め、その文明を採用し、咀嚼し、消化して日本固有の文明となすよう『時事新報』は求め、「一時の戦勝に精神を奪はれ、自尊自大、支那人の暗愚を学んで天下に笑を招く者ならんや」と世論に釘を刺すことを忘れなかった。⁽¹⁰⁶⁾

そして、戦争終結に当たり、『時事新報』は「軍備拡張と外交」と題する社説を掲げ、今後、戦勝国として海外諸国との交際がより煩雑になるであろうと予想し、かかる中で再び戦争が勃発する機会を減らすためにも軍備を増強しなければならず、この「力」をもってあるいは誘い、あるいは脅しながら「外交当局者」が交渉にあたり、自国の権益を守らねばならない、「国力の増大、万歳を祝すると共に、外交の憂患も亦随て増大す。当局者の責任いよいよ大なり」と論じた。⁽¹⁰⁷⁾ 軍事力を背景とした外交当局者による「脅迫」という狭義の外交の重要性を、あらためて論じたのである。戦争はあくまで「最終の手段」であり、これに至らないよう、外交当局者が知識と機転と勇氣、胆力をもって交渉や駆け引きを演じるものであり、今後も外交当局者に大いに期待すると『時事新報』は論じ、その手腕を発揮した人物としてディズレーリとビスマルクの名を挙げた。⁽¹⁰⁸⁾ いうまでもなく、これは人民が氣力をもって彼らを支えようという呼びかけでもある。「国の光榮利益を全ふするは外交官の技倆にして、十分に其技倆を振はしむるものは実に朝野一般の決心如何に在るのみ」であった。⁽¹⁰⁹⁾ 日清戦争後の三国干渉は、あらためてこの外交の重要性を認識させることになり、『時事新報』は三国干渉によって「外交の事態」は「ますます重きを加へたり」と述べ、たとえ失策があっても機密を知らない民間人が云々すべきではない、と干渉を受け入れた政府を弁護したのである。⁽¹¹⁰⁾

六 むすびに代えて——晩年の「外交」観

日清戦争の勝利による国際的地位の向上と、三国干渉によって狭義の外交の重要性が増す中、晩年の福沢は、どのような外交観に到達していったのであろうか。

『福翁百話』（『時事新報』に明治二十九年三月一日から翌三十年七月四日まで連載され、同月二十日に刊行）では、

一夫一婦制という持論を展開する中で、諸外国では日本では一夫多妻が採られていると報じられていることを取り上げ、「此方の胸に衝突すること甚だしく、一身恰も一国の榮辱を代表して独り心を悩まし、俗に云ふ穴でも掘て這入たくなるの情は自から禁ずる能わず、我輩積年の苦勞にして、世間或は同感の人も多かる可し」と心中を開陳した上で、これは個人の不行状にとどまる問題ではなく、「外交頻繁の今日」にあつては、「大日本国の榮辱に関する一大事」であるとして、男子に自制を勧告した。⁽¹¹⁾ ここでいう「外交」とは外交交渉ではなく、広い意味での外国・外国人との交際を指しており、かかる中で「一身恰も一国の榮辱を代表して独り心を悩ます」という、独立心のあるべき姿を強調した形であつた。外国交際の略語としての外交、それに対する関心を持つという意味での独立心という問題意識は、初期著作から一貫したものである。⁽¹²⁾ なお、この間の六月二十六日には『時事新報』が社説「容易に用兵を談ず可らず」を掲載し、狭義の外交の背後に兵力が不可欠であることはいうまでもないと持論を開陳した上で、実際に軍事力を用いるのは「いよいよ切迫して万、止むを得ざる場合に限る可き」と主張している。⁽¹³⁾ これも従来からの狭義の外交観であり、戦争観であつたが、右のように、広い意味での外交概念も依然として維持されていた。

『福翁百話』の続編として語られた『福翁百余話』（『時事新報』の明治三十年九月一日から断続的に三十三年の二月十一日まで掲載され、三十四年四月に単行本として刊行）の「立国」の項において福沢は、「国民が自国の利益のみを謀て他の痛痒を顧みざるは世界公然の事実にして、国交際の真面目に義理人情なしと云ふも可なり」と、自国の利益のみを優先するという国際社会の厳しい現実について指摘した上で、国家が分立し、相互に競争し、「往々詐欺脅迫の事を行ふて外交政略と称し、乱暴殺人の法を工夫して武備国防と名づけ、心を勞し財を費して実際に人間の安寧幸福を害し事物の進歩改良を妨げながら、却て自から誇て忠君愛国など称すること可笑しけれ」と突き放した描写をしている。こうした「奪はざれば奪はれ、殺さざれば殺さるゝの獸劇を演ずる」厳しい

国際情勢下にあつて、「今世の立国者が外交と云ひ国防と称するものは、所謂正当防禦の必要に促さるゝことにして、即ち禽獸に接するに禽獸を以てするの法」である、と福沢は説明する。⁽¹⁴⁾ いうまでもなく、ここでいう「外交」とは、「脅迫」を含めた狭義の外交を指しており、軍事とは別の概念として設定されている。ただ、「外交」概念は、先述のような広い意味での外国・外国人との交際として使われる場合もあり、この後につづられた「物理学」の項では、日本が西洋文明を採り入れる際、「物理の門」から入ったことを幸いとし、一方中国は「外交の年久しきにも拘はらず、西洋文明の新原素を輸入したるは国民中最下等の商民社会よりして、当初既に文明の重きをなさず、今日に至るまでも尚ほ其進歩の滑なるを得ざるこそ気の毒なれ」と指摘している。日本でも、もし物理学ではなく、政治や経済、貿易などの論理を採り入れ、「下流細民の内外交際より彼の新事物を輸入し来るが如きあらん」事態が起きていれば、国内対立が激しくなり、洋学は断絶したにちがいないと福沢はいう。⁽¹⁵⁾

そして、この『福翁百餘話』の連載がはじまった明治三十年九月に脱稿した『福沢全集緒言』において福沢は、冒頭に記したとおり、外交を、西洋優位下にある経済的・法的・学術的な「外国交際」の略語としても用い、これにあたる日本国民の独立心、覚悟を説いたのである。教訓として強調されたのは、やはり「印度の覆轍、豈復た踏む可けんや」であつた。さらにここで、『学問のすゝめ』を自ら解説して、当時の新聞投書家などは「外国交際の難きを視ること氏が如く切ならず、国の独立を謀ること氏が如く深からず、時勢の沿革を察すること氏が如く詳ならず、事物の軽重を量ること氏が如く明ならずして、遂に枝末近浅の争論に陥りたるものなり」と論じた（氏とは福沢のことである）。⁽¹⁶⁾ それは、福沢の外交論に一貫して流れる、独立心を背景とした外国交際の必要性和外国交際の困難さの認識、そして、多分に多義的であつた「外交」概念、さらには独立心を維持してきた自負を、ともに示しているものといえよう。

「外交」概念は時に外国・外国人との広い意味での交際を指し、外務省・外交官による交渉や脅迫を示し、さ

らに軍勢力や国際法を含めた対外政策全般をも意味した。福沢はその友人である寺島宗則のような外務当局の責任者でも、その門下である岡部長職のような外交官でも、清沢洌のような外交評論家でもない、日本の独立を案じながら内政も外交も評論する思想家であり、ジャーナリストであった。その福沢にとって厳密な外交の定義は必要なく、むしろ、その多義性を担保し続けることによって、時の情勢や読者に応じて「外交」という用語を巧みに使い分けていった。⁽¹⁷⁾そして、多義的な外交概念——三つの外交概念——は、それぞれ、幕末から晩年にかけて一貫した意味をもって用いられ、それは『時事新報』の紙面にも反映されて、福沢の戦争観や条約改正観を支えていたのである。

- (1) 丸山眞男「解題」(福沢諭吉著作編纂会編『福沢諭吉選集』第四卷、岩波書店、昭和二十七年)、三九五—四二六頁。
- (2) 坂野潤治「解説」(富田正文・土橋俊一編『福沢諭吉選集』第七卷、岩波書店、昭和五十六年)、三一七—三三八頁。
- (3) 最近の成果だけに限っても、五百旗頭薫『条約改正史——法権回復への展望とナショナリズム』(有斐閣、平成二年)における福沢に関する言及をはじめとして、岩谷十郎「福沢における条約改正論」(岩谷十郎・西川俊作編『福沢諭吉著作集』第八卷(慶應義塾大学出版会、平成一五年、所収)、高田晴仁「法典延期派・福沢諭吉——大隈外花期」(『法学研究』第八二卷一号、平成二二年一月)、高田晴仁「福沢諭吉の法典論——法典論争前夜」(慶應義塾大学法学部編『慶應の法律学 商事法』慶應義塾大学法学部、平成一九年、所収)、片山慶隆「福沢諭吉の「日英同盟論」再考」(『年報日本思想史』第八号、平成二二年三月)、都倉武之「福沢諭吉の朝鮮問題——「文明主義」と「義侠心」をめぐって」(寺崎修編『福沢諭吉の思想と近代化構想』慶應義塾大学出版会、平成二〇年、所収)、平山洋『福沢諭吉の真実』(文春新書、平成一六年)、川崎勝「福沢諭吉と内村鑑三——日清戦争の評価をめぐって」(『福沢諭吉年鑑』第三二号、平成一七年、所収)、などが挙げられる。筆者が編集委員として参画した福沢諭吉事典編集委員会編『福沢諭吉事典』(慶應義塾、平成二二年)においても、これら個別の外交案件についての福沢の主張について、具体的に触れている。

- (4) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第一卷（岩波書店、昭和四四年）、四三頁。
- (5) 内山正熊「福沢諭吉の外交論」（慶應義塾大学法学部編『慶應義塾創立百年記念論文集（法学部）』第二部 政治学関係』慶應義塾大学法学部、昭和三三年、所収）。
- (6) ヘンリー・A・キッシンジャー／岡崎久彦監訳『外交』上（日本経済新聞社、平成八年）、三四―三二七頁。
- (7) 前掲『福沢諭吉全集』第一卷、三二七頁。
- (8) 前掲『福沢諭吉全集』第一卷、三五八―三五九頁。
- (9) 前掲「福沢諭吉の外交論」、一二四頁。
- (10) 前掲『福沢諭吉全集』第一卷、二九八頁。
- (11) 「掃除破壊と建置経営」（慶應義塾編『福沢諭吉全集』第二〇卷、岩波書店、昭和四六年、所収）、二四七頁。
- (12) 長尾政憲「福沢諭吉の政治思想形成過程についての一考察―文久渡欧との関連として」（岩田成一編『近世の洋学と海外交渉』巖松堂書店、昭和五四年、所収）、三三八―三八四頁。
- (13) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第二一卷（岩波書店、昭和四六年）、四九〇―四九二頁。
- (14) 慶応元年一〇月には、中津藩に「御時務の儀に付申上候書付」を建言し、内政外交ともに幕府が担い、開国政策を推進することを求めているが、これも、自らが「外交」の一端を担っているという自覚の現れであろう（中島岑夫『幕臣福沢諭吉』TBSブリタニカ、平成三年、一九九―二〇〇頁）。
- (15) 前掲『福沢諭吉全集』第一卷、一二―二三頁。
- (16) 丸山眞男は福沢の国際政治観が『学問のすゝめ』においては「啓蒙的自然法」を根底にした「国家平等観」が示されているが、『通俗国権論』や『通俗民権論』の段階になって自然法の論理から離れて「マイト・イズ・ライト」の主張が掲げられ、国内政治論との「亀裂」が明白になっていったとしており、『文明論之概略』は両者の過渡期的な著作と位置付けている（前掲、丸山眞男「解題」、四一三―四一八頁）。しかし、本文で記したように、福沢においては『学問のすゝめ』以前の「唐人往来」や『西洋事情』の段階において、すでに国家平等観と「マイト・イズ・ライト」の観念が共存しており、『文明論之概略』も条約や外交交渉について理解を示しつつ、後者をより強調したものであり、『通俗国権論』も自然法論理を一定程度保持しつつ、やはり後者を強調したものであった。外交官による

外交交渉の重要性の認識は、戦勝を絶賛した日清戦時にまで継承されていく。その意味で、両者を共存させながら、時々の国内外情勢認識を踏まえて主張の力点を変えていったと理解する方が妥当ではなからうか。その意味で筆者は、国家理性論と自然法論とは、「単に『概略』だけでなく、それ以前にも、それ以降にも併存していたのではないか」という西村稔の指摘に基本的に賛同するものである（西村稔『福沢諭吉—国家理性と文明の道徳』名古屋大学出版会、平成一八年、四五頁以下、参照）。

(17) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第四卷（岩波書店、昭和四五年）、一八頁。

(18) 伊藤正雄『現代語訳 文明論之概略』（慶應義塾大学出版会、平成二二年）、「要旨・評説」、三二六頁。なお、『文明論之概略』を書くにあたって福沢が参照したバックルの『英国文明史』の福沢手沢本（慶應義塾福沢研究センター所蔵）には、人間にとって、宗教的迫害という例外を除いて、その苦しみの原因となっているのは戦争の実践である、などと記されており、こうした記載にも福沢は示唆を得たものと思われる（H. T. Buckle, *History of Civilization in England*, Vol. I, from the second London edition (New York: D. Appleton & Com., 1878), p.137）。福沢の英書手沢本については、前掲『福沢諭吉事典』、一一三—一一四頁、「英書手沢本」（安西敏三執筆）、参照。『文明論之概略』における福沢の対外的脅威の認識については、アルバート・クレイグ／足立康・梅津順一訳『文明と啓蒙—初期福沢諭吉の思想』（慶應義塾大学出版会、平成二二年）、一七九—一八七頁、も参照。

(19) フランソワ・ギゾー／安士正夫訳『ヨーロッパ文明史』（みすず書房、昭和六二年）、二六〇—二六一頁。

(20) 慶應義塾福沢研究センター所蔵の福沢手沢本（F. Guizot, *General History of Civilization in Europe*, Ninth American, from Second English Edition, with occasional notes by C. S. Henry (New York: D. Appleton & Com., 1870)）の当該箇所には特に書き込みなどはないものの、同書は各所に書き込みがあつて全編通読したことがわかる。とりわけ、ルイ一四世の外交を論じた直後、ギゾーがその立法と行政を論じ、中央権力の浸透と中央集権こそがルイ一四世の治世の成果であると説明した箇所に、福沢は「国力ヲ用ルコト難シ」と書き込んでおり、内政上の中央集権の困難さを学んでいたこと、またその直前の外交の部分を読んでいたことがうかがえる。

(21) J・S・ミル／水田洋訳『代議制統治論』（岩波文庫、平成九年）、四〇六—四二〇頁。

(22) この「外国交際」は、後述する筆者の分類に沿えば、政府や外交官などが担う「外交」よりも広い意味の、政

府・国民全体が関わる外国・外国人との交際を意味しており、前掲『現代語訳 文明論之概略』「要旨・評説」が、ここでいう「外国交際」について、「それは今日の『外交』（政府機関による外交）よりも広義で、広く国民を含めた『対外関係』を意味している」としているのは、的を射た見解と考える（同、三七五―三七六頁）。

(23) 前掲『福沢諭吉全集』第四卷、一九三―一九七頁。こうした力の論理を強調しつつも、同じ第一〇章で、「今直に無名の師を起さんとする者あれば、仮令ひ今の不十分なる文明の有様にて、不十分は不十分のまゝに、或は条約の明文あり、或は談判の掛引あり、万国の公法もあり、学者の議論もありて、容易にその妄拳を許さず」と、不十分ながらも条約や国際法、外交交渉などが容易に「無名の師」を許さない、と記していることは重要である（同前、一九一頁）。

(24) この点については前掲「福沢諭吉の外交論」、二三四―二三五頁、参照。

(25) 前掲『福沢諭吉全集』第四卷、二〇一―二〇七頁。

(26) 津田左右吉「解題」（福沢諭吉著作編纂会編『福沢諭吉選集』第二卷、岩波書店、昭和二六年）、三五四―三五五頁。内山教授も、「欧米の先進列強から益々優越した武力と富力から来る圧迫を痛切に感ずるに至った」ために、「外国の圧迫に対抗して自国の独立を保持する」ことが求められ、『文明論之概略』における外国交際病の指摘に至ったとしている（前掲「福沢諭吉の外交論」、二二六―二二八頁）。

(27) 平石直昭「福沢諭吉の戦略構想―『文明論之概略』期までを中心に」（『社会科学研究（東京大学）』第五一卷一號、平成一一年一二月）、一〇一―一〇二頁。

(28) 慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第一卷（岩波書店、平成一三年）、三二一―三二三頁。

(29) 前掲『福沢諭吉全集』第四卷、二〇二頁。

(30) 前掲『福沢諭吉書簡集』第一卷、一三二―一三四頁。

(31) 前掲『福沢諭吉全集』第二〇卷、五三頁。

(32) 前掲『福沢諭吉書簡集』第一卷、三二二―三二四頁。

(33) 同時に、学問の発達や経済の振興、国際法の遵守が独立や自由につながるという認識が、『文明論之概略』における、戦争抑止力としての外交交渉や国際法、学者の役割の重要性の指摘につながっていることも、いうまでもない。

この時点の福沢においては本文の通り、対外的脅威が強調されてはいるが、こうした側面も捨て去ってはいないことは注意すべきであろう。

- (34) 前掲『福沢諭吉全集』第四卷、五九九—六四四頁。
- (35) ただし、条約・約束の重要性も指摘していたことは看過すべきではあるまい。
- (36) 前掲『福沢諭吉全集』第四卷、四三四頁。
- (37) 前掲『福沢諭吉全集』第四卷、六四七—六七三頁。
- (38) 福沢が国会開設に前向きな発言を示したのはこれがはじめてであり、そのことの意義や背景については、拙稿「福沢諭吉の議会論—民会論から国会論へ」(『法学研究』第八三卷一一号、平成二二年一月)、参照。
- (39) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第五卷(岩波書店、昭和四五年)、一〇一—一五一頁。
- (40) 前掲『福沢諭吉全集』第五卷、富田正文「後記」、六五—六五二頁。
- (41) 慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第三卷(岩波書店、平成一三年)、一四七—一五九頁。
- (42) この点については拙稿「福沢諭吉における維新と伝統」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四五号、平成二〇年一月)、参照。
- (43) この点については前掲、坂野潤治「解説」、三三一頁以下、および西川俊作「解説」(西川俊作編『福沢諭吉著作集』第八卷、慶應義塾大学出版会)、三九八—三九九頁、参照。
- (44) 以下、『時事新報』の社説・記事については、原文カタカナのものはひらがなに直し、適宜句読点などを補った。
- (45) 前掲『条約改正史』、一三三—一四三頁。
- (46) 「条約改正」『時事新報』明治一五年三月五日付社説。以下、本稿で扱う『時事新報』社説に対する福沢の関与について概観しておく。同紙の社説については「本紙発兌之趣旨」(『時事新報』明治一五年三月一日付)に「論説の如きは社員の筆硯に乏しからずと雖ども、特に福沢小幡両氏の立案を乞ひ、又其検閲を煩わす」とあり、福沢と小幡篤次郎の立案・検閲を経ていたことがわかるが、明治一八年入社の人河幹明によると、当時は社長の中上川彦次郎が社説を起稿、あるいは他社員の起稿を校訂した上で、これを「福沢先生に呈出して其検閲を乞ひ」、この後編集にまわしていたという(人河幹明『福沢諭吉伝』第三卷、岩波書店、昭和七年、二三四—二三五頁)。中上川が退社した

明治二〇年の七月に社説担当となった石河は、「二〇年頃から先生の指導の下に専ら社説を草することとなった。当時『時事新報』の社説は先生が自ら筆を執られ、或は時々記者に口述して起草せしめられ、こともあったが、其草稿は一々厳密なる修正添削を施された上、紙上に掲載せしめられた」と回想している（慶應義塾編『続福沢全集』第五卷、岩波書店、昭和九年、七三七頁）。実際、明治二〇年六月二五日付中上川宛書簡（慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第五卷、岩波書店、平成一三年、二〇七―二一〇頁）、明治二二年七月二五日付高橋義雄宛書簡（慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第六卷、岩波書店、平成一四年、三九―四一頁）、同年八月二七日付中上川宛書簡（同前、五一―五三頁）、明治二二年六月二一日付中上川彦次郎宛書簡（同前、一四八―一五一頁）、明治二三年一月八日付中上川宛書簡（同前、二二八―二二九頁）、同年一二月四日付石河幹明宛書簡（同前、三七三―三七四頁）、明治二四年一月七日付中上川宛書簡（慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第七卷、岩波書店、平成一四年、八―九頁）、明治二五年三月一九日付石河宛書簡（同前、一五六―一五七頁）、明治二六年八月二四日付日原昌造宛書簡（同前、二六二―二六四頁）、明治二九年二月一八日付石河宛書簡（慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第八卷、岩波書店、平成一四年、一五七―一五八頁）、同年四月一四日付石河宛書簡（同前、一七八頁）、明治三〇年頃一月五日付北川礼弼宛書簡（同前、三四三―三四四頁）、明治三二年一月三日付石河宛書簡（慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第九卷、岩波書店、平成一五年、五頁）、同年六月二七日付土屋元作宛書簡（同前、三五―三六頁）などは、この証言を裏付けており、福沢諭吉の自筆社説原稿および加筆社説原稿自体は、福沢の著作として刊行されたものを除いても、明治一五年三月三十一日の「立憲帝政党を論ず」から、明治三一年七月三十一日「後を顧みよ」まで、断片的に現存している（前掲『福沢諭吉事典』、『時事新報』社説・漫言一覧、参照）。本稿で取り上げる、このころに発表された『時事新報』の社説にも、福沢が少なからぬ関与をしていたことが想像されよう。なお、福沢は明治二二年一二月二五日付の莊田平五郎宛書簡において、「日々万般之記事、社説丈ヶハ老生之知る所ニ而、今日までハ其責ニ任積リなれ共」（前掲『福沢諭吉書簡集』第六卷、二一九―二二一頁）と社説だけは自分の責任のもとにあると述べ、右の明治二六年八月二四日付日原宛書簡においても、時事新報の社説については自分以外に見るものがなく困っており、今日にいたるまで「矢張老生一人之負担する所」だと記している。以下、本稿で引用する『時事新報』の社説は原則として『福沢諭吉全集』に収録されているが、そのうち自筆原稿が残っている、あるいは確認されているものはその旨付記した。なお、福沢の自筆原稿が現存して

いるにもかかわらず、『福沢諭吉全集』および慶應義塾福沢研究センター編「福沢関係文書」、『福沢諭吉年鑑』に収録・紹介されていない社説も存在している。筆者が確認した限りでは、以下の社説がこれである。

・明治一七年二月二六日・二七日付「仏法の運命如何」(慶應義塾福沢研究センター寄託)

・明治一七年四月一日付「不景気に狼狽する勿れ」(慶應義塾福沢研究センター蔵)

・明治二五年六月三日付「海軍省所管」(天理大学附属天理図書館蔵)

・明治二六年八月九日付「株式市場の変動」(犬養木堂記念館蔵)

・明治二九年三月一七日付「日本銀行課税」(慶應義塾福沢研究センター蔵)

これらについて本稿では詳しい分析は試みないが、いずれ別稿においてその内容を紹介したいと考えている。

(47) この点については、前掲「福沢における条約改正論」、四二六頁、参照。

(48) 「朝鮮の交際を論ず」『時事新報』明治一五年三月一日付社説。

(49) 「朝鮮の変事」『時事新報』明治一五年七月三一日付社説、「朝鮮政略」『時事新報』明治一五年八月二日付社説、

「朝鮮事変続報余論」『時事新報』明治一五年八月八日—一〇日付社説。

(50) 「愚直論を恐る」『時事新報』明治一五年八月一四日付社説(本社説は、福沢自身の自筆原稿が確認されている。

前掲『福沢諭吉全集』第二一卷、四七九頁)。

(51) 「朝鮮事件談判の結果」『時事新報』明治一五年九月四日付社説。福沢も明治一五年八月二六日の段階で『時事新報』の社説「兵を用るは強大にして速かなるを貴ふ」において、今回の事変において談判に兵力が不可欠であることを内外の人々が認識したが、これは「万国普通の条例」である、と記している(この社説も、福沢の自筆原稿が残っている。前掲「福沢関係文書」、F五—R一五)。

(52) 「朝鮮事件談判の結果」『時事新報』明治一五年九月四日付社説、「朝鮮新約の実行」『時事新報』明治一五年九月六日付社説。

(53) 「東洋の政略果たして如何せん」『時事新報』明治一五年一二月七日—一二日付社説(この社説は、福沢の自筆原稿が現存している。前掲「福沢関係文書」、F五—R一五)。

(54) 「明治一六年前途之望」『時事新報』明治一六年一月一六日付社説。

- (55) 「支那と交際に処するの法如何」『時事新報』明治一六年九月四日付社説。
- (56) 「牛場卓造君朝鮮に行く」『時事新報』明治一六年一月一日—一三日付社説。
- (57) 「朝鮮国を如何すべきや」『時事新報』明治一六年三月一三日付社説。
- (58) 「日本の資本を朝鮮に移用することも危険あることなし」『時事新報』明治一六年六月一日付社説（この社説についても、福沢の自筆原稿が現存している。前掲「福沢関係文書」、F五—R一五）。
- (59) 「外交論」『時事新報』明治一六年九月二九日—一〇月四日付社説（この社説も福沢の自筆原稿が現存している。前掲「福沢関係文書」、F五—R一五）。
- (60) 前掲『福沢諭吉全集』第五卷、二九三—三四八頁。福沢の著書の中で唯一「外交」を冠した『通俗外交論』（前掲『福沢諭吉全集』第五卷、四二一—四四四頁）が刊行されたのは、この二年後の明治一七年六月のことである。これは開国以来外国人との交際が増えていることを受けて、特に不平等条約下における治外法権や外国人居留地などについて解説を加えたものである。
- (61) たとえば「仏清事件憶測論」（『時事新報』明治一七年八月二七日・二八日付社説。これは『福沢諭吉全集』に収録されていないが、その後福沢の自筆原稿が確認されている。『福沢諭吉年鑑』二、昭和五〇年二月、六一—一二頁）。フランスのベトナム侵略に対する福沢の反応については、渡邊俊一「フランスのベトナム侵略と福沢諭吉—「脱亜論」再考」（『近代日本研究』第八号、平成四年三月）、参照。
- (62) 前掲『福沢諭吉全集』第五卷、二三三—二五五頁。本書刊行後の一一月八日、福沢はこれを山県有朋（当時・参議院議長）に贈り、有志へ配布してほしいと求めている（前掲『福沢諭吉書簡集』第三卷、三四〇頁）。
- (63) 『時事新報』は明治一六年七月一九日付社説「外交の思想養成せざる可らず」でも、日本人が「外交」について関心が低く、「対岸の火事」のようにこれを眺めている現状を批判し、このままでは国権の縮小、一家の損失、国力の減退につながると述べているが、列強の脅威による独立の危機が迫っていることを認知することで、国民は「増税に賛成するに至らん」と主張している。こうした事例は、増税という内政上の課題を克服するために、対外的な危機の認識が「動員」されている、とみることもできよう。この点については、前掲「福沢における条約改正論」、四二七頁、遠山茂樹『福沢諭吉—人と思想』（東京大学出版会、昭和四五年）、一五六頁、参照。

- (64) 前掲『条約改正史』、一六九—一九八頁。
- (65) 「外交には自ずから順序手続あるものなり」『時事新報』明治一七年八月一九日付社説。
- (66) 「人民一般に世界万国の思想を養ふこと緊要なり」『時事新報』明治一七年八月五日付社説（本社説は『福沢諭吉全集』に収録されていないが、その刊行後、福沢の原稿が確認されている。『福沢諭吉年鑑』二、昭和五〇年一二月、三—一二頁、参照）。
- (67) 「支那風擯斥すべし」『時事新報』明治一七年九月二七日付社説。
- (68) 「東洋の波蘭」『時事新報』明治一七年一〇月一五日・一六日付社説。
- (69) 「我日本国に不敬損害を加へたる者あり」『時事新報』明治一七年一二月一八日付社説、「朝鮮事變の対処法」『時事新報』明治一七年一二月二三日付社説、「軍資支弁の用意大早計ならず」明治一七年一二月二六日付社説、「戦争となれば必勝の算あり」『時事新報』明治一七年一二月二七日付社説、「国民に私に軍費を醗集するの説」『時事新報』明治一七年一二月三〇日・三一日付社説（この社説については、三一日分のみだが、福沢の自筆原稿が現存している。前掲『福沢関係文書』、F五—R一五）、「御親征の準備如何」『時事新報』明治一八年一月八日付社説。
- (70) 「福沢諭吉関係新資料紹介 福沢諭吉書簡」〔『近代日本研究』第二三卷、平成一九年三月〕、二五二—二五三頁。
- (71) こうした「紙面」と「内実」の乖離は、帝国議会開設・明治憲法発布当時の『時事新報』の紙面についての、書簡における福沢の告白にもみとれる（拙稿「福沢諭吉の憲法論—明治憲法観を中心に」『法学研究』第八四卷三号、平成二三年三月、参照）。
- (72) 慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第四卷（岩波書店、平成一三年）、二三二—二三四頁。
- (73) 「求る所は唯国権拡張の一点のみ」『時事新報』明治一八年二月五日付社説。
- (74) 「兵備増強論の根拠」『時事新報』明治一八年三月二六日・二七日付社説、「英露の挙動、掛念なき能はず」『時事新報』明治一八年四月一三日付社説、「兵備拡張」明治一八年二月二一日付社説。
- (75) 「朝鮮の滅亡は其国の大勢に於て免る可らず」〔慶應義塾編『福沢諭吉全集』第八卷、岩波書店、昭和四五年〕、三八二—三八七頁。これは明治一八年八月一三日付社説「朝鮮人民のために其国の滅亡を賀す」の続編だが、この社説によって『時事新報』が発行停止処分を受けたため、掲載されず原稿のまま残されたものである。

- (76) 「条約改正すれば外国交際も亦一面目を改む可し」『時事新報』明治一九年九月七日社説。
- (77) 「内地雑居の用意」『時事新報』明治一九年十一月二三・二九・三〇日付社説、「内外の交際揖讓して対等の義を忘る可らず」明治二〇年三月二三日付社説。
- (78) 「外務大臣更迭」『時事新報』明治二二年二月二日付社説。
- (79) 「条約改正始末」『時事新報』明治二二年二月二―七日付社説。
- (80) 「条約改正の功は多人数に分つ可し」『時事新報』明治二三年一〇月七日付社説。
- (81) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第六卷（岩波書店、昭和四五年）、七三―九四頁。
- (82) 前掲『福沢諭吉書簡集』第七卷、六七―七六頁。大津事件への福沢の対応については、前掲『福沢諭吉事典』、一七五―一七六頁の「大津事件」（筆者執筆）の項、参照。
- (83) 「暴行者の処刑」『時事新報』明治二四年五月二九日付社説。
- (84) 拙著『評伝 岡部長職―明治を生きた最後の藩主』（慶應義塾大学出版会、平成一七年）、一八九―一九六頁。岡部は大津事件当時の外務次官・外務大臣代理で、慶應義塾出身。福沢によってその資質を高く評価されていた。福沢は岡部を通じて、外務省の対応内容を知ったのかもしれない。
- (85) 福沢が当時、政府内の情報をかなり詳しく知っていたことについては、拙稿「保安条例による福沢諭吉退去問題について―新資料・原時行宛岡本貞休書簡から」（『福沢手帖』第一四四号、平成二三年三月）など、参照。なお、大津事件を攘夷主義の実践とみたためであろう、『時事新報』明治二四年六月一八日付社説「外人を歓迎す可し」では西洋諸国の人々が来遊した際にはこれを「好来の珍客」として歓迎し、厚遇して安心させるよう提唱して、「大日本国をして真に世界の遊園」たらんことを求めた。それもまた、外国人の日本に対する評価を高め、広い意味での外国交際を円滑にする方策であった。
- (86) 前掲『福沢諭吉全集』第六卷、九七―一二二頁。
- (87) 「朝鮮東学党の騒動に就て」『時事新報』明治二七年五月三〇日付社説。
- (88) 「速に出兵す可し」『時事新報』明治二七年六月五日付社説。
- (89) 「計画の密ならんよりも着手の迅速を願ふ」『時事新報』明治二七年六月六日付社説（この社説については、福沢

の自筆原稿が現存している。前掲「福沢関係文書」、F五—R一五。

(90) 「朝鮮の文明事業を助長せしむ可し」『時事新報』明治二七年六月一七日付社説、「日本兵容易に撤去す可らず」『時事新報』明治二七年六月一九日付社説。

(91) 「支那朝鮮両国に向て直に戦を開く可し」『時事新報』明治二七年七月二四日付社説。

(92) この運動について詳しくは、都倉武之「日清戦争軍資醗集運動と福沢諭吉」(寺崎修・玉井清編『戦前日本の政治と市民意識』慶應義塾大学出版会、平成一七年、所収)、参照。

(93) 前掲『福沢諭吉書簡集』第七卷、三三〇—三三一頁。

(94) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第一九卷(岩波書店、昭和四五年)、七一七—七二〇頁。

(95) 「福沢諭吉関係新資料紹介 福沢諭吉書簡」(『近代日本研究』第二三卷、平成一八年三月)、三三四頁。

(96) 「私金義捐に就て」『時事新報』明治二七年八月一四日付社説(福沢諭吉の署名入り)。

(97) 前掲『福沢諭吉書簡集』第八卷、一二—一四頁。

(98) 前掲『福沢諭吉書簡集』第七卷、三三三—三三四頁。

(99) 「我豈に戦を好まんや」『時事新報』明治二七年一二月二八日付社説。

(100) 「福沢先生の演説」『時事新報』明治二八年一月二四日付。

(101) 「大に民論者を用ゆ可し」『時事新報』明治二八年四月一八日付社説。

(102) 「条約改正の公布」『時事新報』明治二七年八月二八日付社説。

(103) 「兵馬の戦に勝つ者は亦商売の戦に勝つ可し」『時事新報』明治二八年一月八日付社説。

(104) 前掲『福沢諭吉書簡集』第七卷、三五九—三六二頁。

(105) 前掲『福沢諭吉書簡集』第八卷、二七—二八頁。

(106) 「戦勝後の日本人」『時事新報』明治二八年三月三〇日付社説。同紙は明治三〇年六月三〇日付社説「戦勝の虚栄誇る可らず」においても、戦勝気分が酔って過大な自尊心を抱き、対外膨張論を説く風潮を懸念し、あくまで対外関係に注意して国力増強に努めるべきだと戒めている。

(107) 「軍備拡張と外交」『時事新報』明治二八年三月八日付社説。

(108) 「外交官の苦辛」『時事新報』明治二八年四月三〇日付社説。こうした外交の重要性を認識した上で、『時事新報』(明治二八年八月六日付社説「外交費を増す可し」)は外交関係予算を拡大して「外交の兵站部に給与の豊ならんことを望む」としている。こうした外交と軍事の関係、外交官の役割の重視については、前掲「福沢諭吉の外交論」、二三八―二五〇頁、参照。

(109) 「外交の虚実」『時事新報』明治二八年五月八日付社説。

(110) 「外戦と外交」『時事新報』明治二九年五月六日付社説。まず軍事力を背景とした外交交渉があり、その最後の手段として戦争を位置付けるという考え方は、クラウゼヴィッツが『戦争論』において、「戦争は、政治的行為であり、政治においてとは異なる手段を用いてこの政治的交渉を遂行する行為である」と説いていることと、ほとんど同一である(クラウゼヴィッツ／篠田英雄訳『戦争論』上、岩波文庫、昭和四三年、五八頁)。福沢が一八三二年から三四年にかけて刊行された同書を読んだ形跡はないが、クラウゼヴィッツが欧州における苛烈かつ豊富な職業軍人としての戦争実体験に基づいて記した同書と、欧州の熾烈な列強の衝突を眺めながらその外交・戦争観を構築していた福沢とに共通点がみられることは、興味深い事実である。クラウゼヴィッツと福沢の思想的共鳴については、内山教授も指摘している(前掲「福沢諭吉の外交論」、二三〇頁)。

(111) 前掲『福沢諭吉全集』第六卷、二四五―二四八頁。

(112) 福沢はすでに『日本男子論』(明治二年刊)において、「我国人が斯くまでに力を尽して外交を重んじ、啻に事実に国の富強文明を謀るのみならず、外面の体裁虚飾に至るまでも専ら西洋流の文明開化に倣わん」としているにもかかわらず、男子の行状については開明主義を放棄しており、「日本の男子は多妻を許されて之を咎るものなく、啻に法律に問わざるのみならず習俗の禁ぜざる所」であるとして、西洋人の文明国人はそれを見て赤面し、批判し、軽侮するにちががなく、「千歳の遺憾、無窮に忘るべからざる所のものなり」と述べていた(前掲『福沢諭吉全集』第五卷、六〇七―六三九頁)。

(113) 「容易に用兵を談ず可らず」『時事新報』明治三〇年六月二六日付社説。

(114) 前掲『福沢諭吉全集』第六卷、四一〇―四一一頁。

(115) 前掲『福沢諭吉全集』第六卷、四二五―四二八頁。

(116) 前掲『福沢諭吉全集』第一卷、四三―四五頁。

(117) H・ニコルソンは古典的名著『外交』において、オックスフォード英語辞典に示された外交の定義、すなわち外交とは交渉による国際関係の処理とその方法であり、これは外交官の職務・技術であるとしたそれを採用し、この「正確な定義」を印照枠とすることで「一方において対外政策の砂地に、他方において国際法の沼地に迷い込むことを避けたいと思う」と述べている(H・ニコルソン／斎藤眞・深谷満雄訳『外交』東京大学出版会、昭和四三年、四―八頁)。いうまでもなく、ここでいう定義は福沢における狭義の外交であり、広義の外交は意図的に避けられており、この点、福沢とは対象的である。本文においてニコルソンのような外交官と、福沢の立場とをあえて分けて説明したのは、そのためでもある。